

生命と死をめぐる実践的討議

——障害新生児の安楽死問題を手がかりにして——

霜田 求

はじめに

現代社会は様々な難問に直面しているが、とりわけ人間の生と死の境界に浮上してきたいくつかの問題には、ただちに答えを出すことの困難な問いが含まれている。人工妊娠中絶、出生前診断（それにより障害が発見された場合の選択的中絶）、生殖技術の利用、障害新生児の安楽死といった〈生命の選択・選別〉に関わる問い、終末期患者や植物状態での安楽死・尊厳死、脳死状態での治療打ち切り（あるいは臓器移植）など〈死の選択〉に関わる問いがそれである。これらの問いに答えようとするとき、しばしば「生命の価値」と「当事者の自己決定」という二つの論点が中心的な位置を占める。前者は、たとえば「生命の質」や「当人（ないし周囲の人）の利益」の評価に基づいて当の個体が「生きるに値する／値しない」の判断を下す、といったかたちで論じられる。後者は、生命あるいは死の選択ではそれに直接関わる当事者（本人または家族）の決定が最優先されるべきであるという考えであり、バイオエシックス（生命倫理）の基本原則となっている。

たしかに、実際の現場で生／死の選択が迫られる場合、これらの論点が基準・尺度として重要な役割を果たしていることは否定できない。しかしそこでも、どのような原則に依拠し、またいかなる手続きのもとで、誰が評価・判断を下すのか、そしてそのような意思決定はいかなる根拠によって正当化されるのか、といった意思決定システムの問題を避けて通るわけにはいかないであろう。それは、生命の「価値」や決定する「自己」についての言説を検証するという作業も含めて、生命と死をめぐるコミュニケーションの在り方を問い直すことである。

ここでは、「重い障害をもって生まれてきた新生児を殺すこと（致命的処置＝積極的安楽死）あるいは死なせること（治療停止＝消極的安楽死）は正当化可能か」というテーマに即して考察を試みる。その際、アーペル（Apel, K.-O.）とハーバーマス（Habermas, J.）が定式化し、その後法・政治・応用倫理学といったアクチュアルなテーマに取り組みながらその理論的可能性を追求している「討議倫理学（Diskursethik）」を軸に据えることにする。その基本的なスタンスは、意思決定の手続きとしての「討議」に定位して普遍的な道德原理を根拠づけつつ、それを歴史的・社会的な状況の中で生じる具体的問題と関係づけるというものである。普遍主義的な原理レベルと現実の歴史的状況への適用および帰結（結果）への責任のレベルという討議倫理学の二段階戦略を批判的に継承する中で、生命と死を考える新たな方向性を探してみたいと思う。

そこで、まずバイオエシックスとりわけ人間の生命と死をめぐる諸問題において普遍的

な原理・原則をなす諸概念に関して、しかもそれが具体的状況の中でどのように機能するかという点に焦点を当てて検討を行う。それに基づいて、討議倫理学における〈適用（Anwendung）〉という理論的実践の射程を見究める。以下で主題的に論じるのは、アーペルを継承し、討議倫理学の理論的な展開に精力的に取り組んでいるベーラー（Böhler,D.）とマタイス（Matheis,A.）の論考である。その基本モチーフは、一九八〇年代後半から英米系のバイオエシックスの議論がドイツ語圏にも拡がりを見せ始めていくという時代背景の中で、いわゆる「シンガー事件」（1）を機ににわかに浮上してきた障害新生児の安楽死問題について、——シンガーらの依拠する功利主義的観点への批判を遂行しながら——討議倫理学の適用問題の事例として論じる、というものである。始めに彼らの構想する討議倫理学の骨格をごく簡単にまとめた上で、「論争」の検討に移って行きたい。

1 人間の尊厳原則と責任倫理——討議倫理学の基本構造

1) 二段階倫理学としての討議倫理学——アーペルによる定式化

普遍主義的な性格を持った道德規範の形式的—手続き的な根拠づけを行う段階（＝「部分A」）と、現実の諸問題領域、すなわち法・政治・経済、社会・文化、学問（応用倫理学）におけるその適用に際して行われる、具体的・実質的な規範の根拠づけの段階（＝「部分B」）とに分けて、コミュニケーションの理論を中心とする規範倫理学を構想する、というのがアーペルの基本プログラムである。第一の段階は、超越論的および反省的に獲得された言語の語用論的諸規則——「反事実的に先取りされた理想的コミュニケーション共同体の諸先行仮定」——という根本規範に従うという「普遍化原則」（＝「究極的根拠づけ」）のレベルと、討議の参加者は互いに同等な権利を持つ者として相互に承認し合いながら、相互主観的に妥当する合意の形成へと義務づけられているというレベルから成る。第二の段階では、普遍的な道德規範の歴史的状況への適用の際に提示される具体的な規範の根拠づけ（正当化／批判）と、そこから生じる諸帰結への責任の倫理性（＝「責任倫理」）が問われる。（2）

2) 人間の尊厳原則と適用問題

ベーラーは、基本的にはアーペルの枠組みを受け入れ、さらに詳細な展開を試みる中で、〈究極的根拠づけ—責任倫理〉を軸とした討議倫理学の体系化を推し進めようとする。彼はまず、「理想化する倫理の正統化の部分」である「部分A」を、「無条件に義務づける要求を持つ、究極的妥当の反省的指示」の段階（＝「A1」）と、「行為状況（理想化する討議状況）を視野に入れて道徳的に義務づけるものとして、すなわち規範的に正当なものとして妥当しうるものに関する実践的討議」の段階（＝「A2」）とに区分する。そして、論議による合意へと義務づけられた討議参加者が同等な権利を持ったパートナーとし

て相互に尊重し合うこと、——この究極的に根拠づけられた原理（A1）として、実質的側面を含む規範を導入する。それは、この原理にとって必要な「外的な実現条件」をなす「生の条件」即ち「コミュニケーション参加者の生命の保証とコミュニケーション的自由の保証」もまた前提されねばならない、という規範である。この条件に対応する権利、即ち「生命への権利」と「コミュニケーション的自由への権利」こそ基本的な「人権」であり、これを尊重することが「人間の尊厳原則」の内実を形づくる。(3)

この原則が「ドイツ基本法」の「人間の尊厳」条項の記述を討議倫理学の普遍化原則として捉え返したものであることを、ベーラーは繰り返し強調する。その上で、この原則の具体的内容として、「良心の自由の保障」、「あらゆる人格の不可侵性と法的平等」、「自己の実現・情報・コミュニケーション・集会と結社などへの、あらゆる人格の自由の保障」を挙げる。討議倫理学の枠組みの中で、この「人間の尊厳を尊重せよという義務」は二重化される。即ち、一方でそれは「理想的コミュニケーション共同体の先取りという要請」ないし「無条件に義務づける原則」（＝「普遍化原則」）として「究極的根拠づけ可能」な規範であり、もう一方では「理想的コミュニケーション共同体という関係性への接近に努力せよという要求」（＝「統整的一目的論的な普遍化原則」）として、現存社会のうちにこの規範に対応する制度・方策を実現せよと命じる。そしてこうした「道徳原理の二重構造」に基づき、普遍的な原理の具体的状況への「適用」が主題化される。(4)

適用の場面で問われるのは、歴史的状況の中で立てられる具体的な「規範提案」を実践的討議において正当化／批判する際の形式的規準であり、それは、規範提案の「状況への適合性」が吟味され、規範がそのつどの状況に相応しい形に具体化される段階と、規範提案の正当化または拒否・訂正の可能性を含めた「道徳的な正当性」の検証の段階とに分けられている。ここではとくに、それ自体では不可謬である普遍化原則としての「人間の尊厳原則」が、「歴史的経験や道徳的学習過程」と関係づけられ、政治的・法的・経済的な諸状況に適用されて具体的規範という形をとる場合には「可謬的かつ改訂可能」である、という点に注目しておきたい。というのは、普遍化原則が命じる義務づけは現実の状況の中ではそのまま要求することが困難であったり、その諸帰結への責任を負わせることが不可能であったりすることが少なくないという洞察は、「責任倫理」を独立した固有の水準として位置づけるベーラーの基本戦略の重要な前提だからである。(5)

3) 責任倫理

責任倫理を構成する独自の問題の主な特徴を、ベーラーは次のように述べている。責任倫理の問題が不可避であるのは、コミュニケーション共同体の二重性とその関係の在り方による。「討議において反事実的に先取りされるコミュニケーション共同体と、歴史的に不確定なコンテクストを形成している実在的コミュニケーション共同体との間には、止揚できない……緊張関係が存する」が、「この緊張関係から、討議倫理学の道徳原理の適用

可能性に対する、ヴェーバーの意味での〈責任倫理〉という結果が生じてくる」。つまり「責任倫理の問題は、理想化する道徳的当為と、論議によっては解決しえないディレンマの中で、自ら主張して道徳的に〈道義に反する〉決定を行うことへと現に強制されていることとの間にある、原理的・実践的な差異から生じる。」そこで責任倫理の課題は、「規範の正当化という討議状況と非討議的な生の状況との間の裂け目がいかに架橋されうるか」という問いに答えることである。言い換えると、「道徳的な（A2の）規範を行為状況のうちで適用するための規準」を示すことが要求されているのである。(6)

2 討議倫理学によるシンガー批判

シンガーらによって提起された重度障害新生児の安楽死問題を、ベーラーは、討議倫理学に突きつけられた厳しい問いかけとして受け止め、それとの対決の必要性を認める。この問題が討議倫理学にとって無視できないのは、それが「厳格な道徳——そしてまた、討議倫理学の道徳原理（統整的な普遍化原則）の厳格な適用も——が、当事者たちの間での論議による合意には到りえないことの間接証拠」だからである(7)。つまり、ベーラーは、無条件の服従を要求する普遍的な道徳原理をそのまま具体的状況に適用することができず、それゆえそこで提示される規範の正当化も困難であるような問題として、さらには責任倫理を固有の水準で論じることを迫る問題として、これを捉え返すのである。

1) 主な論点

そこで、シンガーらの障害新生児の安楽死容認論に対するベーラーとマタイスの批判を、ア) 功利主義的な〈線引き〉の恣意性、イ) 社会的文脈の副次化、の二点に分けてまとめた上で、それに対するシンガーおよびクーゼの反論にも言及してみたい(8)。

ア) シンガーによれば、「生命の価値」の尺度即ち〈生きるに値する／値しない〉の線引きは、「自らを持続的に存在する独自の実体と見なしうる」能力や「自らの将来の在り方についての選好」の有無、言い換えると「人格」（＝「理性的で自己意識のある存在」）であるか否かという、当の生命の「内在的価値」による（このレベルでは障害の有無は問われることがない）。そして、「人格」ではない「感覚的存在」の場合——「障害新生児」はここにランクづけされる——、その存在に期待される「生命の質」即ち障害のレベルや関係する当事者（とくに家族）の「利害」が考慮される。(9)

ベーラー／マタイスはこうした線引きに対して次のような批判を加える。①「シンガーは、〈健常な〉（非障害の）人と〈ハンディキャップ〉を持って生きる人との間に新たな境界を引く」ことにより、「性差別、人種差別、種差別を〈健常主義（Fitness-ismus）〉に置き換えているのではないか」。②シンガーが「生存権・生命保護を人格の地位への帰属と結びつけている」ことには根拠がなく、むしろ「人間の尊厳原則に従えば、まず感覚能力、生への利害関心、そして人間という種に帰属することが生命保護の要求[を持つ]」

のである。③功利主義的な線引きを導出する際のプロセスは、「孤独な思索家としての〈実践の倫理学者〉のモデル」＝「〈健常な〉主観のモノローグ的な感情移入のモデル」に基づき、「コスト効用分析」によって「一義的な結果」が得られるというものである。④幸福・苦痛・利害・欲求といった尺度の基本概念が、「主観的－社会的かつ歴史的－状況的な実践的解釈の産物」であり「他者とのコミュニケーションによってその意味が明らかになる」という洞察が欠落している。⑤「人間の尊厳原則」のような「無条件に義務づける原理」を前提せず、「コミュニケーション的手続き」によって得られる「相互主観性」の義務づけの力を考慮の外におく功利主義的思考は、「根拠づけの問題」を「動機づけ問題」に解消してしまう。⑥シンガーは医師の主観的評価に依拠するにとどまり、「倫理的規準の哲学的反省」を遂行しない。しかしこの「哲学的反省」によって初めて、〈生きるに値する／値しない生命〉の区別の有意味性、その区別の際顧慮すべき視座・知・経験がどのようなものか、そして〈生きるに値しない〉という価値判断を〈殺すことは正当である〉という規範命題に結びつけることの可否、といった「概念的－手続き的なメタ倫理的な種類の問い」に答えを出すことができるのである。(10)

イ) 〈障害〉という問題系において重要な位置を占めている社会的文脈が、シンガーの議論の中では副次的・外在的なものとされているという点に関しても批判が加えられる。①「明らかに、シンガーは〈障害〉を、その解決がたんに私的な水準で求められるべき、当事者である両親と子の私的な問題として格づけ」ており、「公共性や社会が障害をどのように主題化しているのかという問い」は脇へ押しやられてしまうことになる。②それゆえ、障害新生児の安楽死処置に関して、「他の障害者やその人たちの経験は、合意による解決を求める際の論議参加者としては除外される」ことになり、障害者の視座（パースペクティブ）は排除される。(11)

2) シンガー／クーゼによる反論

討議倫理学による以上のような批判に対して、シンガー／クーゼは次のように反論する。①討議倫理学が「無条件に義務づける原理」として掲げる「人間の尊厳原則」なる概念が不明確である。②『実践の倫理』においてシンガーが「人格」と「生存権」を結びつけているという批判は誤読である。③「モノローグ的」であるとする批判に対しては、シンガー／クーゼはその著作『その赤ん坊は生きるべきか』（1985）の中で、障害者団体や当人および家族の意見を考慮しており、その意味で自分たちは「幅広い視座を含んでいる」。④障害者の視座の欠落という批判に対して。シンガーらが依拠する「選好功利主義」では、「決定による影響を受けるすべての人の選好を考慮に入れねばならない」がゆえに、「もし重度障害新生児の安楽死の政策が、〔現存する〕障害者自身の強力なそして考慮されるべき選好に反するとすれば、もちろんそのことは功利主義者にとっては考慮すべきファクターとなるであろう」。⑤障害新生児の両親の「合理的かつ自律的な存在者」としての決

定に対して、「子供のケアや福祉には何の関係もない人々」による介入は拒否されるべきである。(12)

以上の「論争」についての検討は、討議倫理学の見解を基本的には支持しつつ、ベラー／マタイスの枠組みそのものへの批判的検討を加えながら、さらにそれを徹底させる作業の中で行いたいと思う。

3 〈人間の尊厳原則－責任倫理〉を軸とする討議倫理学のスタンス

1) 「人間の尊厳原則」の適用の「制約」

さて、障害新生児の安楽死問題が直接に関わるのは当の新生児と両親であるが、これを論じる場合、ベラーはそれぞれに固有の困難さがあることを認める。一方で「新生児は、討議に加わることはできないし自分の欲求を声に出すこともできないから、……新生児自身が討議の中で自ら主張するものとしては代理されざるをえない」がゆえに、他方「両親は自分たち自身の利害の主体であると同時に重度障害新生児の責任を負う代理人でもある、というディレンマのうちにある」がゆえに、双方共に人間の尊厳原則をそのまま適用することはできず、その「制約」が不可避である。しかも、「人間の尊厳原則そのもの」が「無条件に義務づける原理として証示されうる」のに対し、「人間の尊厳原則の具体化したものは可謬的かつ改訂可能であり」、従って「人間の尊厳原則の概念の内容規定」に関する「具体的な実践的討議」が設定されねばならない。しかし人間の尊厳原則の内実をなす「生命への権利」と「コミュニケーション的自由への権利」は、それを主張しうる者に対しては無条件に擁護されねばならない一方、主張することができない者に対しては、その処遇が主張しうる者（＝討議参加者）による論議に委ねられる、ということになる。(13)

そこで、討議の原則がそのままでは当てはまらない当事者の視座に「討議と同等のもの」を与えるために、ベラーは二つの「規準」を提示する。一つは、「当事者に対する（道徳的義務づけの）要求可能性の規準」であり、もう一つは「代理行為者の責任と当事者との結びつき可能性の規準」＝「責任負担可能性の規準」である。この二つの規準を中心に据えた「責任倫理の討議」が立てる問いは、「実践的討議の中で討議－道徳原理の相の下で正統化される道徳的規準に従うことは、他者および自分自身に対する基本的な義務の観点からして、また現在のところ変化しない生および行為の条件の下では、要求可能ないし責任負担可能なのであるだろうか」と定式化される。そしてこの問いは、障害新生児の安楽死問題のレベルで次のように具体化される。「道徳原理の直接的かつ厳密な適用が、当事者にとって要求不可能であり、代理行為者の責任と結びつくことができず、それゆえ論議による合意が不可能であるがゆえに、例えば重度障害新生児の場合、道徳原理の適用は制約されるべきだ、ということになるのだろうか」。それに対する答えは、「重度障害新生児を殺すことを禁じる法規範は、特定の条件の下では責任倫理の点で要求不可能であ

り、責任を負わせることが不可能と見なされうる。即ち新生児の生が植物的状態として悲惨な生となる場合、その新生児に対して要求不可能であり、そうした悲惨な状態にある子供の生に対して決定を行い、そしてその子供を悲惨な状態で育てていかねばならない両親に対して責任を負わせることは不可能であり、そうした悲惨な子供とつねに共同生活を送り家族生活を耐え抜かねばならない限り、両親に対しても要求不可能である。」(14)

2) 障害新生児問題と〈社会〉

討議倫理学は、障害新生児の処置をめぐる問題、とりわけ意思決定の問題にとって、〈社会〉を副次的・外在的な要素としてではなく、本質的な位置を占めるものと見なす。

まず、ベラー／マタイスが功利主義的なモノログ・モデルに対置するのは、「各分野を横断する (interdisziplinär) 公共的な協議のモデル」であり、そこでは、「様々な側面から、相異なる障害の運命を背負った (人の) 諸経験が議論される」。その前提にあるのは、コミュニケーション的な相互主観的妥当性と〈理性の複数性〉という視角——「超越論的語用論は、理性を主張する様々な立場や人間の複数への関係において、そしてまた、同等の権利を持つ者たちの自由なコミュニケーションという対話論的な空間への関係において理性を理解する」——である。その際、〈理性の複数性〉を形づくるもののうち最も重要なのが、障害と共に現に生活を営んでいる人々の視座であり、それが「具体的な規範提案」の正当化／批判を行う「実践的討議」のうちに原理的に組み込まれることにより、当の規範提案の正統性が保証されるのである。(15)

また、道徳的判断がそれ自体で完結したものではなく、帰結への責任という水準も本質的な構成要素と見なす討議倫理学は、法的レベルでの判断やその根拠にも考慮を払う。そして、重度障害新生児を持つことになった両親の決定やその責任の過度の負担を軽減する必要がある、そして安楽死が施行されるとしてもそれが客観性・厳格性を保証されたものでなければならないという立場から、次のような見解を示す。この問題に関する法規制は、「無条件に義務づける原理」としての「人間の尊厳原則」の優先という普遍的な「憲法規範」に従うレベル——「憲法に適合して正統化されるべき法的な安楽死規制についての、狭い許容範囲のみを認める」——と、具体的な状況の中で行われる「法形式の手続き」のレベル——「非自発的な安楽死を極端な例外事例として限界づける」＝「改訂可能な法律上の規制」——という「二段階性」を持つ(16)。つまり、障害新生児の安楽死という人間の生の極限的事例の場合、一方で原則として例外を許さない基本ルール(＝普遍的な規範)を堅持しつつも、実際の法の手続きでは、特殊的な状況判断に基づく例外的措置の可能性を認める、というわけである。

さらに、「社会が障害の問題に対してどのような姿勢をとっているか」を重視するベラー／マタイスは、障害新生児の社会による受け入れの可能性も検討課題に加える。両親への養育義務の要求が不可能な場合もあるという観点から、人間の尊厳原則に従う福祉政

策の一環として「国家の養育義務」とそれを補う「キリスト教的な愛の奉仕」＝「教会の愛の救済活動」の意義が強調される(17)。

3) まとめ

以上の検討を経た上で、討議倫理学のスタンスは次のように定式化される。

「討議倫理学は、その二重に構造化された道德原理——普遍化原則と統整的一目的論的な普遍化原則——に基づいて、また原理的—倫理的な正当化(A)を倫理的な実践の定位(B)から区別することに基づいて、重度障害新生児を殺すことを、本来道徳的に正統化されえないものと見なす(A)。もちろん討議倫理学は、責任倫理の立場(B)からは、悩める良心の救助策としてこれを容認する。」(18)

ベーラー自身認めるように、この結論から討議倫理学とシンガーとの間には「一方では原理的レベルでの差異が、他方状況判断においてはある種の一致が見られる」(19)とすることができる。たしかに、重度障害新生児の中には「死なせることもやむをえない」という判断が避けられない場合があることを認める限り、言い換えると、人間の生命はいかなる状態にあっても救命・治療すべきだという「原理主義的立場」に立たない限り、その判断の幅は程度の違いにすぎないと言えるかもしれない。それにもかかわらず、どのような原理を中心におき、どのような意思決定プロセスの下で判断を下すのかという問いを優先するという点で、討議倫理学は何れの立場とも異なっている。生命の価値という問題は、こうした意思決定プロセスに先立って答えが与えられるものではないのである。

4 問題点と批判的検討——〈実践的討議〉を軸とする討議倫理学のプログラム

1) 生命の価値——〈人間の尊厳原則〉から〈社会的ベクトル〉視角へ

これまでの考察を通じて浮かび上がってきたいくつかの問題点を、まず生命の価値に焦点を当てて整理しながら、ベーラー／マタイスの議論の批判的検討を試みる。人格や利害と結びついた功利主義的な線引きを批判する場合に、ベーラー／マタイスが「感覚能力」や「人間という種への帰属」という別の尺度を持ち出している点については、それ自身批判を免れないであろう。そもそも、生命の価値が倫理的思考によってそれ自体として内在的に確定可能であるという前提こそ問われねばならないのである。シンガー／クーゼだけでなく、障害新生児の安楽死を積極的に認める論者たち(20)も、——その理論的根拠は多少異なるものの——「人格」や「生命の質」といった尺度に基づいて、生きるに値する／値しないという線引きをしている。それらに共通しているのは、生命の価値を支える社会的関係性を背後に押しやり、それ自体で完結したものとして捉える、抽象的孤立化思考である。こうした思考によるモノローグ的なコスト効用分析を批判し、生命の価値を構成する諸概念の社会的・コミュニケーション的な解釈という側面を強調する以上、ベーラー

／マタイスは、〈価値〉をつねにそのつどの社会的な関係性の中で規定され媒介されたものとして捉えるという方向をさらに徹底すべきではないか。「倫理的基準の哲学的反省」を、生命の価値をめぐる「メタ倫理的な種類の問い」という“超社会的”な水準に設定している点に、彼らの不徹底さを指摘せざるをえない。

こうした難点は、〈究極的根拠づけ—責任倫理〉という彼らの討議倫理学のプログラムの構造そのものに由来するものと思われる。たしかに「人間の尊厳原則」といった普遍的な原理のレベルでの規範の正当化（相互主観的な根拠づけ）を欠いた場合、〈死なせること〉の規制は、「相対主義や事実的なものの規範的力」や「そのつどの支配的エートスあるいは多数派を占める利害の分節化したもの」に墮した「倫理学」の手で恣意的に線引きされてしまうという指摘(21)は、一定の説得力を持っている。しかしそれは、人間の尊厳原則や人権の概念をそれ自体で無条件の妥当性を持つ（＝究極的に根拠づけられた）ものとしなければならないということの意味するわけではない。むしろ、〈普遍〉としての道德原理は、つねにそのつど可変的な現実との相関性の中でその規範の正当性が検証されるべきものであろう。功利主義的な相対主義も不可謬の究極的根拠づけを要求する絶対主義の何れも、生命の〈内在的価値〉の自存化と〈普遍〉の抽象化にとどまらざるをえない。

生命の価値に関する〈哲学的反省〉に要求されているのは、第一に、モノローグ的分析によって〈内在的価値〉を抽象的に孤立化する思考には、コミュニケーション的な論議を通じた合意による規範の正当化という討議倫理学の原則を対置すること、第二に、特殊な具体的状況への適用や帰結への責任の水準から切り離された、究極的根拠づけとしての普遍化原則のレベルにこの議論を局限するベラー／マタイスに対しては、社会的な関係性への眼差しを持ち、しかも普遍と特殊とを共に不可欠の契機とする〈実践的討議〉を軸とする意思決定プロセスの基底的意义を強調すること、この二つの理論戦略である。後者即ち討議倫理学の批判的展開作業のうちにはさらに二つの課題を措定することができる。一つは、現実の状況の中で働く様々な社会的〈力〉とその強度・方向・媒介メカニズムから成る〈社会的ベクトル〉が、生命の価値やその基準・尺度の議論にとってだけでなく、意思決定においても不可欠の構成要因であるという洞察を、〈各分野横断的に〉検証していくこと。もう一つは、人間の尊厳原則といった倫理的な普遍的道德規範と特殊な状況の知（とりわけ臨床的な知見）を突き合わせながら、意思決定プロセスとしての実践的討議のうちで具体的規範の正当化／批判を遂行することである。

最後に、こうした課題に取り組む基本姿勢と方向づけを簡単に述べてみたい。

2) 意思決定の問題——実践的討議の可能性

さて、〈意思決定〉を構成する問題群として、決定主体（当人・両親ないし家族・医療スタッフ・病院委員会・法廷）の適格性とその根拠、決定プロセス（治療技術のレベル評価・臨床的判断と倫理的判断の関係づけ・手続き・決定主体の優先順位）の在り方、

提供すべき／すべきでない情報の分類、責任負担の原則、社会・共同体との関係（社会資源の配分・行政の介入・法律の整備・制度や教育における障害者福祉の状況）、そして〈障害〉をめぐる人々の意識の問題（差別・偏見・優生思想・効率主義・能力主義など）といったものが挙げられる(22)。これらは同時に、障害新生児の安楽死問題を形づくる〈社会的ベクトル〉の成分でもある。ここではとくに、ワイヤーによる臨床的判断と倫理的判断の関係をめぐる考察に触れながら、意思決定プロセスとしての実践的討議の可能性を見定めておきたいと思う。

障害新生児の処置は現場（あるいは担当医）によって異なる“一時しのぎ”の決断であってはならず、一定の客観性・普遍性を備えた「医学的・倫理的な裏付け」や「倫理的・法的な根拠」など「原則」に基づくものでなければならない、——このように考えるワイヤーは、「臨床場面への応用可能な倫理基準」としての「実行基準」を提示する。それは、「倫理基準」（＝「決断する際の概念的な枠組み」）と「臨床基準」（＝「医学の基本的な態度」即ち「正確な診断」と「慎重な予後判定」）とを突き合わせ中で確立されるものである。この「実行基準」に基づいて展開される意思決定の手続きについての提言は、実践的討議を軸とする討議倫理学のプログラムを構想する上で、貴重な手がかりを与えてくれる。(23)

障害新生児の安楽死の法規制をめぐる議論に関連して、ベーラー／マタイスは次のように述べている。「正統化水準（A）と帰結－責任水準（B）は交互に前提し合い、……それに応じて、一方の人間の尊厳原則と他方の非自発的安楽死に対する例外規則とは、——討議という相の下で——交互に制限し合う」（24）。ここに示唆されている二元性克服の方向をさらに推し進めること、言い換えると、普遍化原則と歴史的状況への適用および帰結への責任という二つの水準を、共に実践的討議を構成する関係項として位置づけることがこのアプローチの骨格をなす。その際、個々の場面における意思決定のレベルとは区別される、意思決定プロセスそのものについての反省的論議のレベルおよびその中で働く普遍的な概念枠組みについての哲学的－倫理的検討のレベルとして実践的討議は設定される。そこでは、主題を形づくる〈社会的ベクトル〉への眼差しを保持しつつ、無条件の義務づけを要求する原則（＝普遍）と具体的な状況についての臨床的知見（＝特殊）との対質が遂行されるのである。(25)

〈注〉

(1) 重度障害新生児の安楽死容認を主張するシンガーに対する、1989年の「生物学・倫理学・精神障害」と題したシンポジウム（マールブルク）への招待取り消し（シンポジウム開催中止）や「重度障害新生児は生きる権利を持つか？」という題目の講演（ドルトムント大学）中止、その著作『実践の倫理』をテキストとする講義（デュイスブルク大

学) に対する組織的妨害、1991 年開催予定の「応用倫理学」をテーマとした国際ヴィトゲンシュタイン会議(オーストリア)への招待取り下げ要求(会議の中止)や同年に行われた「動物の権利」に関する講演(チューリッヒ大学)の妨害、——これらドイツ語圏における障害者団体を中心とする一連の抗議運動やそれに伴う様々な論争が「シンガー事件」と呼ばれる。cf.Singer 1990,1991,1992、土屋 1993,1994a,1994b、市野川 1992、河村 1996。

(2)アーペルの構想する討議倫理学については拙論(霜田 1994)を参照されたい。

(3)Böhler 1991:726,728,732,743; 1992:203f.; Böhler/Matheis 1991b:427.

(4)Böhler 1991:730-2; 1992:205,209.

(5)Böhler 1991:733-5; 1992:210f.

(6)Böhler 1991:729,737; 1992:204,216,223.〈究極的根拠づけ—責任倫理〉を軸とするアーペルやベーラーの討議倫理学とは異なったスタンスをとるハーバーマスに対しては、次のような批判が加えられる。「ハーバーマスは、責任の水準を、理想化する正統化水準と混同している。彼は明らかに、前者を後者に還元可能と考えており、普遍化原理を道徳的規範の適用の帰結に対する責任にまで拡張しようと提案している。」(Böhler 1992:222 Anm.13; vgl.1991:736f. Anm.5)

(7)Böhler 1991:738.

(8)以下の論述は、『倫理学と社会科学』(*Ethik und Sozialwissenschaft* 2(1991)Heft3)誌の中で展開された「論争」——ベーラー/マタイスの「基調論文」(Böhler/Matheis 1991a)とそれに対するシンガー/クーゼの反論(Singer/Kuhse 1991)を含む二十の「批判」論文、そしてベーラー/マタイスによる「返答」論文(Böhler/Matheis 1991b)から成る——を中心にまとめたものである。

(9)cf.Singer 1979: chap.4、土屋 1993:1994b.

(10)Böhler 1991:739 Anm.9,742f.; 1992:226 Anm.17,229f.; Böhler/Matheis 1991a: 366,369 Anm.39,370; Matheis 1992:241,248 Anm.20,249-51.

(11)Böhler/Matheis 1991a:366,369f.; Matheis 1992:239f.「シンガー事件」に直接言及してはいないが、ベーラー/マタイスが障害者団体による抗議運動に一定の理解を示していることは明らかであろう。もちろん、実力行使による議論の封殺というやり方に対しては、〈開かれた論議〉を重要視する討議倫理学の立場として容認することはないと思われる。しかしそれは、「学問の自由」一般を擁護するというのではなく、いかなる言説についても歴史的・社会的な文脈の中で捉える中で、あらゆる角度から問題点を明るみに出しながら正当化と批判の共同作業を続けていくことが必要であるという姿勢によると見なしうる。

(12)以上については、Singer/Kuhse 1991:413f.参照。

(13)Böhler 1991:736,738; 1992:227; Böhler/Matheis 1991b:423.討議に参加できない者の利害や主張は排除されてしまうのではないかという、討議倫理学にしばしば浴びせられる非難

——シンガー／クーゼにも見られる（Singer/Kuhse 1991:411）——に対しては、次のような反論が可能であろう。そもそも動機・行為・帰結についての倫理的な概念・規準・判断が理能力による吟味を前提している以上、その能力を備えていない存在者をどのように処遇するのが正当／不当か、という道徳的問いは、それについての意思決定の在り方への問いというかたちをとらざるをえない。討議倫理学はこれを、規範の正当化の問題、即ちコミュニケーション的に把握された理性と論議による合意形成および実践的討議の問題として捉えるアプローチなのである。

(14) Böhler 1991:738ff.; 1992:226,228; Böhler/Matheis 1991a:370f.

(15) Böhler 1991:734; Böhler/Matheis 1991a:370f.; Matheis 1992:239f.251.

(16) Böhler 1991:741; Böhler/Matheis 1991b:426.

(17) Böhler 1991:741; 1992:228f.; Böhler/Matheis 1991a:366.

(18) Böhler 1992:230; 1991:742.

(19) Böhler 1992:229.; vgl.Böhler 1991:741.

(20) cf. Tooley 1972; Rachels 1986:訳第四章; Brandt 1972.

(21) Böhler 1991,739f.

(22) これらの論点のうち、意思決定の手続きに関連する問題については、坂田／仁志田 1995、仁志田 1991、Weir 1991 を、優生思想（優生学）については天笠 1994、米本 1989 を、能力主義の問題をめぐっては立岩 1997 第七・八章を参照。また、社会・共同体との関係や人々の意識との関連で障害新生児の安楽死問題を見ていく上で重要な文献として、斎藤 1985、土屋 1995 を挙げておく。

(23) 以上については、Weir 1991:訳第七章・第九章を参照。

(24) Böhler/Matheis 1991b:426.

(25) 〈死なせる〉方法についての問題、即ち「死ぬにまかせる」（＝消極的安楽死）と「殺す」（＝積極的安楽死）の関係への倫理的および法的な問いも、——「滑り坂理論」の批判的検討も含めて——こうした観点から主題的に論じる必要があると思われる。

〈文献一覧〉

・ Apel,K.-O./Kettner,M. (Hg.) 1992:Zur Anwendung der Diskursethik in Politik,Recht und Wissenschaft. Frankfurt a.M.

・ Böhler,D. 1991:Legitimationsdiskurs und Verantwortungsdiskurs.Menschenwürdegrundsatz und Euthanasieproblem in diskursethischer Sicht. In:Deutsche Zeitschrift für Philosophie,39.Jahrgang 7/1991.

・ —— 1992:Diskursethik und Menschenwürdegrundsatz zwischen Idealisierung und Erfolgsverantwortung. In:Apel/Kettner (Hg.) 1992.

・ Böhler,D./Matheis,A. 1991a:Töten als Therapie?— “Praktische Ethik” des Nutzenkalkls

versus Diskursethik als kommunikative Verantwortungsethik. In: Ethik und Sozialwissenschaft [=EuS]. 2 (1991) Heft 3.

- ——— 1991b: Viel Wind um Nichts oder Streit um die Notwendigkeit unbedingter Prinzipien in Ethik und Recht? In: EuS. 2 (1991) Heft 3.
- Brandt, R. 1978: Defective Newborns and the Morality of Termination. In: M. Kohl (ed.), *Infanticide and the Value of Life*. [= 1988: 山内志朗訳「欠損新生児の生存権」、H・T・エンゲルハート他著『バイオエシックスの基礎』東海大学出版会]
- Matheis, A. 1992: Ethik und Euthanasie. Diskursethische Kritik von Peter Singers Konzept Praktischer Ethik. In: Apel/Kettner (Hg.) 1992.
- Rachels, J. 1986: *The End of Life*. Oxford U.P. [= 1991: 加茂直樹監訳『生命の終わり——安楽死と道徳——』晃洋書房]
- Singer, P. 1979: *Practical Ethics*. 1st. ed. Cambridge U.P. [= 1991: 山内友三郎・塚崎智監訳『実践の倫理』昭和堂]
- ——— 1990: Bioethics and Academic Freedom. In: *Bioethics*, vol. 4, no. 1.
- ——— 1991: On Being Silenced in Germany. In: *The New York Review of Books*, Aug. 15. [= 1992: 市野川容孝・加藤秀一訳「ドイツで沈黙させられたことについて」、『みすず』374・375]
- ——— 1992: A German Attack on Applied Ethics. In: *Journal of Applied Philosophie*, vol. 9, no. 1.
- ——— 1994: *Rethinking Life & Death*, The Text Publishing Company. [= 1998: 檉則章訳『生と死の倫理——伝統的倫理の崩壊』昭和堂]
- Singer, P./Kuhse, H. 1991: “Viel Wind um Nichts”. In: EuS. 2 (1991) Heft 3.
- Tooley, M. 1972: Abortion and Infanticide. In: *Philosophy and Public Affairs*, vol. 2 [= 1988: 森岡正博訳「嬰兒は人格を持つか」、H・T・エンゲルハート他著『バイオエシックスの基礎』東海大学出版会]
- Weir, R.F. 1984: Selective Nontreatment of Handicapped Newborns. Moral Dilemmas in Neonatal Medicine. Oxford U.P. [= 1992: 高木俊一郎・高木俊治監訳『障害新生児の生命倫理——選択的治療停止をめぐって——』学苑社]
- 天笠啓祐 1994: 『優生操作の悪夢——医療による生と死の支配』社会評論社
- 市野川容孝 1992: 「訳者解説 ドイツがシンガーを沈黙させたことについて」、『みすず』375
- 河村克俊 1996: 「生命倫理をめぐるドイツの現状——シンガー事件とドイツの哲学界——」、土山・井上・平田編著『カントと生命倫理』晃洋書房
- 斎藤茂男 1985: 『生命かがやく日のために』共同通信社
- 坂田泰子／仁志田博司 1995: 「予後不良児に対する医療の対応——その現状と考察——」、

日本生命倫理学会『生命倫理』Vol.5,No.1（通巻6号）

・霜田求 1994:「適用と批判—討議倫理学の批判的可能性—」、大阪大学文学部哲学哲学史第二講座『カンティアーナ』第25号

・立岩真也 1997:『私的所有論』勁草書房

・土屋貴志 1993:「『シンガー事件』の問いかけるもの」、千葉大学教養部倫理学教室『応用倫理学研究Ⅱ』

・—— 1994a:「『シンガー事件』後のシンガー—『実践的倫理学』第2版における障害者問題の扱い—」、千葉大学教養部倫理学教室『プラクティカルエシックス研究』

・—— 1994b:「『シンガー事件』と反生命倫理学運動」、日本生命倫理学会『生命倫理』Vol.4,No.2（通巻5号）

・—— 1995:「「生まれてこなかった方がよかったいのち」とは——障害新生児治療停止を支える価値観」、浅井・柘植編『つくられる生殖神話——生殖技術・家族・生命』制作同人社

・仁志田博司 1991:「予後不良な新生児に対する倫理的観点からの医療方針決定の現状」、日本生命倫理学会『生命倫理』No.1（通巻1号）

・米本昌平 1989:『遺伝管理社会——ナチスと近未来』弘文堂